

西宮市社会福祉審議会

令和5年度第2回 児童福祉専門分科会

会 議 録

□開催日時 令和5年8月9日（水） 午後3時～

□開催場所 西宮市議会 4号委員会室 （市役所本庁舎議会棟3階）

□出席者

- ・委員：才村会長、曾田副会長、おくの委員、梶委員、上月委員、瀧野委員
松田委員
〔欠席〕北岡委員
- ・事務局：伊藤こども支援局長、小島子供支援総括室長
岡田子供支援総務課担当課長（計画推進）、緒方子育て支援部長
三柵子供家庭支援課長、園田保健所副所長、浦岡地域保健課長
中東地域保健課担当課長（北口・鳴尾保健福祉センター）
後迫地域学校協働課担当課長（放課後事業）、町田青少年育成課長
杉田学校教育部長、木田学校教育課長、濱本学校保健安全課長

会議次第

議事

- （1）子ども・子育て支援プランの評価・検証方法について
- （2）子ども・子育て支援プランの評価・検証について

会議概要

〔午後3時00分 開会〕

議事 （1）子ども・子育て支援プランの評価・検証方法について

〔発言者なし〕

議事 (2) 子ども・子育て支援プランの評価・検証について

重点施策6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実

○会長 皮切りに、資料集8ページの学習支援ですが、令和4年度から中学1・2年生にまで拡大していただいたことはもちろん評価したいと思います。ただ、前回は申し上げたのですが、中学校に入ってから学習支援では遅過ぎるのではないかと思います。小学校時代に勉強についていけない子は、中学校に入っても既に自信とやる気をなくしている子が多いのです。ですから、小学校時代にしっかりと学習しておく必要があるのではないかと思います。特に貧困家庭の子供はちゃんと学習ができる環境になく、その子が親になっても、さらにその子供が貧困に苦しむ貧困の連鎖につながるということが指摘されています。貧困の連鎖を断ち切るためにも、できるだけ早期からの学習支援を行う必要があるのではないかと考えています。勉強が分からずに自信のない子や自尊心を持ってない子の中には、不登校になったり、いじめの加害者になったり、非行に走ったりする子供もいて、かえって後の社会的コストが非常に高くなる場合もあると思います。事業の対象を小学生まで拡大するとコストが増大すると書かれていますが、もちろん行政としての費用対効果を考えても、やはり子供時代に学習環境を整えて自信と自尊心を育むほうが長い目で見るとコストを抑えることにもつながるのではないかと考えています。いわば将来への先行投資としても早期からの学習支援は極めて重要だと考えます。したがって、事業の対象拡大を引き続き要望しておきたいと思います。今すぐどうこうなるものではないと思いますが、市としてぜひそういう問題意識を持っていただけたらと思います。そのあたりについて市のお考えをお伺いできますか。

○事務局 会長ご指摘のとおり、学習支援は早く始めるにこしたことはないと考えています。ただ、資料にも記載のとおり、小学生まで対象範囲を広げることになりますと、当然、各小学校区に会場を設ける必要があります。そうなりますと、今の公共施設を使った事業スキームは非常に難しくなりますし、コストもとんでもなく上がってしまう状況になります。現在のスキームのまま小学生まで拡大することは非常に難しいと考えていますので、他市の先進事例も研究していきたいと考えています。

○会長 実際に小学生から学習支援を行っている自治体は幾つもありますので、そのあたりの事例も踏まえて、ぜひ引き続き検討していただきたいと思います。強く要望しておきたいと思います。

○委員 会長がおっしゃった貧困家庭の学習支援を低年齢から始めることも一つありますが、現在対象としている中学生は思春期の一番難しい年齢です。その中で10か所で延べ5,612人の参加があるとのことでしたが、イメージが湧くように、正確な数でなくてもいいのでリピーターがどれぐらいいて、彼ら・彼女らの居場所になっているのか、そこから虐待で西宮市要保護児童対策協議会（以下、要対協）につながったような事例があるのか、そういうところを教えていただくと、学習支援だけではなく、非常に大きな効果があるのではないかと思いました。

○事務局 この5,612人という数字は、延べ参加者数です。令和4年度は、中学3年生は週2回、中学1・2年生は週1回の開催ですので、144人が1年間かけて5,612回出席したことになります。

この学習支援が居場所としての機能を持っているのかどうかについては、たまたまかもしれませんが、令和4年度は不登校の子供あるいは不登校を経験したことのある子供が半数以上いらっしゃいました。実際に学校に行けていないが、この学習支援事業だけには来られているという子供もかなりいらっしゃったように記憶しています。

また、虐待という意味ではないのですが、家庭に心配な様子があるとして学校と情報共有して見守りをお願いした案件も当然ありますし、そういった事案がないかをしっかり確認していく意味で、毎月1回、事業者と子供家庭支援課、厚生課が集まって情報を共有する会議を実施しています。今後も、心配な様子がありましたら、学校ともきっちり連携しながら対応していきたいと思っています。

○委員 それを聞くと、学習支援という側面と言うと低年齢への拡大も大事だと思いますが、中学生の今の課題にきっちりに対応されていると思いますので、一定の評価はできると思います。不登校の方が半数以上というのはすごく大きなことだと思います。

○副会長 私も、小学生からの学習支援は必要だと思いますし、それを実現するのは難しいことも理解できます。次の項目には、学校や地域における各種学習支援において、放課後子供教室や放課後キッズルームでも学習支援を広げていっているという報告があります。ここには具体的な数値がないので、大体何か所ぐらいで行われていて、本当に学習しようとして子供たちが集まってきているのか、また、本来はそこに貧困の家庭でなかなか勉強についていけない子が参加できるようになると一番いいと思うのですが、そういう利用してもらいたい子が利用しているかどうかをお聞かせください。

○事務局 まず、放課後キッズルーム事業について説明します。

放課後キッズルーム事業は、あくまで子供たちに自由に遊んだり学習したりする場を提供する事業で、特に学習やスポーツを指導する事業ではありません。子供たちが自主的に宿題をしたり読書をしたり何かを学ぶという中で、地域の見守りサポーターと共に子供たちの放課後の成長を支援していくという事業です。

参加数については、そもそもこの事業は現在拡充中でして、令和4年度末時点で26の小学校で実施しています。1校当たりの参加者は、学校によってばらばらですが、おおむね毎日50人前後の子供たちが参加しています。

この事業は、自由で自主的な活動の場ですので、必ずしも勉強してもらおうということではありませんが、学校を訪問して見て回る限りでは、まず子供たちは真っ先に宿題をして、終わったら読書したり遊んだりして、それぞれ思い思いの居場所として放課後を過ごしている状況です。

○事務局 次に、放課後子供教室について説明します。

この事業は、地区の青少年愛護協議会に委託している事業で、今年度は32校で実施していきまして、昨年度は1万7,000人ほどの参加者がありました。こちらでは地域の方が昔遊びなどのイベントを開催したりしているのですが、放課後キッズルーム事業が増えてきたので、子供の見守りは少なくなってきました。待機児童のあるところでは、今年は、勉強する場所を提供して、その後に校庭遊びなどもしていますが、やはり放課後キッズルーム事業と同じく、全児童を対象としていますので、学習支援をしているとは聞いていません。

○副会長 小学生対象の学習支援の場はつくりにくい、でも、小学校でやると貧困家庭

の子だと特定されてしまったりいじめの対象になってしまったりするという説明でした。せっかく放課後子供教室や放課後キッズルーム事業があるので、もちろん自由に参加するものですが、そこに担任の先生など学習を支援できる人やスクールソーシャルワーカーも含めて、そういう子供たちに参加を促してうまく学習支援につないでいけたらいいのではないかと思います。

○会長 おっしゃるとおりだと思います。放課後キッズルーム事業の見守りサポーターの方は、必ず立ち会っておられるのですか。

○事務局 放課後キッズルーム事業については、現場責任者であるコーディネーターと地域の方々から成る見守りサポーターが毎日6名ぐらい来られています。このサポーターの方々については、特に資格要件等もありませんので、あくまで地域の方々の見守りの中で地域の子供たちを育てていくために、子供の育成に熱意をお持ちの方に来ていただいています。

○会長 本来は学習支援の事業を利用していただいたらいいのですが、この子は学力が不足しているようだと言われたら、そばでヒントを与えてあげるとか、子供が困っていたら、そのまま置いておくわけにもいきませんから、アドバイスしたりしているのでしょうか。

○事務局 申し上げたとおり、事業の趣旨が学習支援に特化したものではありませんので、何か指導するわけではないのですが、子供たちを地域で育てるという理念を追求するために、例えば子供たちとあいさつを交わしたり、日頃の様子を聞いたりする形で地域の方々との交流をしていただきたいとは思っています。そうした中で、例えば宿題で少し分からないところがあったりすれば、そっと教えてあげるといった程度のことはあると思います。

○会長 学生の中には子供の相手をしたい人も結構いると思います。思いつきで申し訳ないのですが、学生ボランティアという形でなくても、子供の相手をしてあげるボランティアを確保することはできないのでしょうか。

○事務局 学生についても、幸い本市には多くの大学・短大がありますので、放課後キッズルーム事業のサポーターとしてたくさん来ていただいています。中には教諭を目指している学生もおられますので、学生については、見守りサポーターの活動をこなしつつ、児童と一緒に遊んだり、学習面でもより関わってもらいたいと考えています。

○会長 サポーターの方は既に実践しておられるかもしれませんが、一人一人の子供が持つニーズは違うので、「この子は少し勉強が苦手だな」となれば、少し意識して見てあげるとかアドバイスしてあげるなど、ちょっとしたことで大分変わってくると思います。そのあたりは、サポーターの方にも、勉強が苦手な子については少し声かけをしたりそばでアドバイスしてあげたりするようにしてほしいと周知を図っていただくことは可能だと思いますが、どうでしょうか。

○事務局 この事業の趣旨が子供の自主的で自由な活動の場を提供することですので、現時点では子供の学習自体を支援することは難しいとは思っていますが、子供たちと接する中で少し課題があるような場合がありましたら、コーディネーターと情報を共有したり、学校とも連携して何か対策を打てることがないか、そのあたりを検討していきたいと思います。

○会長 何とか機会をとらえて少しでも学力面でのハンディキャップを埋められるよう
にお願いしておきたいと思います。

○委員 教育連携事業や放課後キッズルーム事業ですが、コミュニティ・スクールのほう
はどんどん数が増えていますし、放課後キッズルーム事業も、ここには数値目標が書
かれていないのですが、数としてはかなり増えていますね。数だけで言うとBではなく
A評価になっているのではないかと思います。この事業に関しては数値目標がないので、
一体どれだけ達成したのか全くこちらで評価できません。数値目標を書ける項目と書け
ない項目があると思いますが、書ける項目についてはある程度の数値目標は必要ではな
いかと思います。

この事業については、子供の貧困対策とひとり親家庭支援という重点施策に入れてしま
うと、少し対象がぼやけてしまうのではないかと思います。学習支援についてはすべ
ての子供に関わることでありますから、重点施策2の「【学童期】放課後の子供の居場所の充
実」へ移してはどうでしょうか。同じくスクールソーシャルワーカーのことについても、
いろいろな理由で困難を抱えた子供がいますから、別に貧困とひとり親家庭の子供だけ
ではない話だと思います。さらに、不登校の問題は中学校では非常に大きな問題になっ
ていますので、次のプランにおいては、中学生対象の項目をつくって、スクールソーシ
ャルワーカーやスクールカウンセラーを重点的に充実させる形にならないかなと考えて
います。

○事務局 次のプランのときにどのように重点施策を組み立てるかという話になると思
いますので、参考にさせていただきまして、抜くべきところは抜き、きちんと評価でき
るところはそこに入れて評価していただくようにしていけたらと考えています。

○副会長 また話を戻すようですが、●●委員が言われた学校や地域における各種学習
支援を重点施策2に移すのではなく、学習・進学支援の項目はこの重点施策6に入っ
ていて、「拡充」となっていますので、ぜひ放課後子供教室や放課後キッズルーム事業
で子供の学習支援を補うようにしていただきたいと思います。ですから、この項目は、
引き続きここで経過を見せさせていただきたいと思っています。

○委員 私も、放課後キッズルーム事業が自主的な活動をサポートする場所だとしても、
困難が見えなくなりかけている児童もいるのではないかと思いますので、ここが居場所
となって、そういう子供たちとつながれる場所にもなれば良いと思っています。ぜひそ
こでも、学習サポートという部分もサポーターの役割の一つに組み込んでいただけたら
と思います。

○委員 まず、中学1・2年生に対象を広げたことは、3倍の労力・コストをかけてい
ることなので、非常に評価したいと思います。そういった中で144人という利用者の数字
は、1か所大体5名の参加と考えたらいいのですか。

○事務局 1か所1回当たりの人数については、会場によってかなりばらつきがありま
す。交通の便のいい場所ですと10人、15人の子供たちが集まる会場がありますし、逆に
申込み自体が1人か2人の会場もあります。一概に何人とは言えないと思っています。

○委員 そうした中で、全部の人数を合計すると180人だけど、実際は144人が参加して
いるという数字が出ています。生活保護受給世帯51人、児童扶養手当全部支給世帯126人、
生活困窮世帯3人、これを全部足すと180人になるのですが、180人が令和4年度に1回

でも参加したと考えていいのですか。

○事務局 資料にあります利用者数の内訳ですが、144人の中には、児童扶養手当を全部支給されているながら生活保護を受けておられる方もいらっしゃいますので、重複していると思っていただいたら結構です。

○委員 大体50%の方が学校に行けていないがここに参加できていることもすごくいいなと思っています。「学校や地域における各種学習支援」という項目で上下2段に分かれているのですが、上の段では中学校の役割、下の段では小学校の役割という役割分担をしていると見受けられます。そうした中で、今は中1までが対象になっていますが、これを小学生まで広げるのは、時間的にもコスト的にも難しい、会場的にも課題があると感じますので、一足飛びにはいかないと思います。もともと放課後キッズルームの利用者は、小学校1～3年生の低学年が多くて、高学年は少ないというイメージがあります。そうすると、中学1年生からは学習支援がありますから、小学生高学年の子供たちをサポートしたいと思うのですが、日中に保護者がいないから学校で預かるという比重が大きくて、学習支援までとなると少しハードルが高いのではないかと感じています。そういった中で、中学校に上がる前の小学校6年生を対象にしてどのように取り組んでいくのが課題になると思うのですが、そのあたりで考えておられることはありますか。

○事務局 まず、放課後キッズルーム事業については、1～6年生の全児童を対象にした事業ではありますが、やはり1～4年生が多く、5・6年生になると少なくなる傾向があります。

放課後キッズルーム事業や放課後子供教室などが重点施策6にあるべきかどうかについては、各課の判断でお答えできることではありませんが、少なくとも放課後キッズルーム事業は、自由で自主的な場の提供という中でも、例えばなかなか教室に入れない子供が放課後キッズには来られる、放課後キッズでは友達関係もできて、結果として教室に入れるようになったという事例もありますので、あくまで現時点では、この放課後キッズルーム事業の事業趣旨を踏まえた上で、個々のケースについては何か全体でできることはないかについて検討していきたいと思います。

○委員 放課後キッズルーム事業は、今は低学年から高学年も含めて対象者を増やしていくところであり、中学校で不登校にならないための居場所づくりでもあると感じますので、放課後キッズルーム事業の全校での実施を含めて拡充に向けて取り組んでいただきたいと思います。

○委員 2点教えてください。

ひとり親家庭と生活困窮世帯への学習支援ですが、機会を拡大して55人から144人と人数が増えていることはすごく評価できると思います。ただ、この事業の目的は、そういう機会に恵まれない、学習に不安を抱えている子供たちがそういう場集える、学べる、そういう意味では非常に効果はあるのですが、効果測定としては、人数が増えるだけでこの事業の評価をするのか、あるいはこの事業に参加した子供たちにどのような変化があったのかも併せて、例えばアンケートをとるなりして評価するのも一つの見方になるのではないかと思います。

2点目は、資料集（別冊）3ページの(5)で、支援体制の拠点整備として、子供の生活応援連絡調整会議を要対協の中に入れて開催すると記載されています。イメージが湧

きにくいのですが、要対協の中には、代表者会議、実務担当者会議、個別ケース検討会議とありますが、どの部分に含めて取り組まれているのでしょうか。実務担当者会議や個別ケース検討会議ではかなり生々しい話を出されている中で、連絡調整会議がうまく吸収されていくのかというイメージが湧きにくいので、そのあたりをご説明ください。

○事務局 1点目の学習支援の効果測定については、毎年、事業終了後にアンケートをとっています。昨年は、中学3年生の場合、利用者の100%、保護者の100%が「参加してよかった」あるいは「ややよかった」と回答しています。1年生の場合であっても、利用者の74%、保護者の91%が「参加してよかった」あるいは「ややよかった」と回答しています。手元に具体的な数字はないのですが、学習習慣がついたか、学習時間が延びたか、成績が上がったかといったアンケートも併せてとってしまして、おおむねいい評価をいただいていると感じています。

学習以外の部分では、月1回、事業者と子供家庭支援課と厚生課で情報共有する会議を持ってしまして、その中で、「子供との会話の中でいい変化が見られた」という部分についても情報共有しているところです。

子供の生活応援連絡調整会議については、実はもともと貧困の問題だけを考えるための庁内連携会議として設置していたのですが、従前から要対協の代表者会議や実務担当者会議、あるいは研修の中で貧困については扱ってきていましたし、構成メンバーも重複していましたので、あえて子供の貧困問題だけの生活応援連絡調整会議を開くのではなく、要対協の中で子供が抱える課題の一つとして貧困を取り扱っていこうという考え方に切り替えたところです。

○委員 その会議は、代表者会議で行うのですか、この中身を扱うのはどのレベルの会議ですか。

○事務局 代表者会議の中でも、事業報告や事業計画の中で報告したりしますし、実務担当者会議の中でも、個別の案件として貧困世帯に対してどう対応するかという話合いをしたりしています。令和3年度以降は、ヤングケアラーをテーマにした研修も実施してしまして、その中でも貧困の問題については取り上げています。

○会長 個別の案件が上がってきたら実務担当者会議か個別ケース検討会議ですが、基本的には代表者会議なのでしょうね。

今の●●委員のご質問に絡んで、要対協の実施体制について教えていただきたいと思えます。全国的に見ても、要対協が取り扱うケース数は膨大で、特にその進行管理を行う実務担当者会議では個々のケースの検討が形骸化して、「はい次、はい次」と会議が上滑りになってしまっていることが指摘されています。西宮市の場合、そのあたりはどうでしょうか。具体的には、例えば進行管理台帳への登載数、さらには実務担当者会議の年間開催回数、特に知りたいのは1回当たりどの程度のケースが検討の俎上に上がるのか、1回当たりの検討対象ケース数あたりがお分かりであれば教えていただけたらと思えます。

○事務局 実務担当者会議については、正確な数字は覚えていませんが、今年（令和5年）6月現在で台帳に登載しているケース数が1,700~1,800ケースだったと記憶しています。これらのケースについて、年4回、保健福祉センターごとに実務担当者会議を開催しています。ですから、回数にしますと20回になります。一つの会議で扱うケース数

は、地区によってかなりばらつきがあります。件数までは覚えていませんが、件数の少ないところになると1時間、2時間程度で会議は終了しますが、多いエリアになりますと4時間から4時間半かけてその地区の子供たちの情報を共有していくことになります。内容としては、やはり新規ケースや重篤なケース、動きのあるケースについてはある程度長い時間をとって話をするのですが、それほど動きのないケース、あるいは重症度の極めて低いケースについては、流れ作業で終わるといふ部分がどうしてもあろうかと思えます。それについては課題だとは考えていますが、要対協の実務担当者が集まる会議ですから、2日、3日かけて行うことは現実的ではありません。引き続き開催のあり方については検討していきたいと思えます。

○会長 3時間ぐらいで、ケースとしては何件ぐらいですか。大まかなところで結構です。

○事務局 全体で1,700件ありますが、山口、塩瀬といった北部については少ないです。一番多いのが北口保健福祉センター管轄で、校区数が多い関係もありまして、ケース数も非常に多くなっています。恐らく700件程度はあると思っています。その北口で4時間から4時間半ぐらいかかっています。あとは、鳴尾、中央地区については、そこまでかからないと思っています。

○会長 700件を4時間となると、どうしてもあまり踏み込んだ検討は難しいですね。ここに生活応援連絡調整会議が入ると大変だと思ったのですが、それは代表者会議ということでしたので少し安心しました。ルール化とかは図っていないのですか。例えば新規ケースは必ず会議ごとに出すとか、最重度や重度のケースは毎回するとか、中度は3か月に1回、軽度は6か月に1回とか、そういう重症度に応じて検討頻度を変えていくというルール化をやっている自治体が結構増えてきていると思えますが、そのあたりはまだできていないのですか。

○事務局 ルール化まではしていないのですが、新規ケース、終結ケース、重症度と言うと最重度、重度、中度までのものについては必ず個別に情報共有するようにしています。実務担当者会議で全件を洗う会議もありますが、それ自体は、関係機関が集まって個別に情報共有するような個別ケース会議や、有識者の方にお越しいただいてSV（スーパービジョン）を聞くという会議も別途していますので、重点的にやらなければいけないケースについては、そういった会議を活用しながら進捗管理しているところです。

○会長 死亡事例を見ていると、1回の会議で200件、300件を扱っているところがあるのですが、今お聞きすると700件ですから、かなり大変です。ですから、めり張りをつけて、重症度に応じて点検頻度を変えていくとか、少なくとも必要なケースについて必ず検討対象となるような、取りこぼしのないような運営の仕方は、ほかの自治体も参考にしながら検討いただいたらと思えます。これも要望させていただきます。

重点施策7 児童虐待防止対策の充実

○会長 まず皮切りに、これは表現の仕方だと思えますが、資料集13ページの「(3)児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化」のところで、課題や今後の方向性として「更

なる人員確保及び育成を図る」と書かれています。人員確保については市だけでは限界があるのではないかと思います。児童相談所の児童福祉司については、配置基準などが法定化されていますが、市町村職員については、その役割は年々重視されつつあるにもかかわらず、補助事業のために配置基準が法定化されていません。これは国に強く要望したほうがいいのではないかと思います。そのあたりの考えをお聞きしたいと思います。

また、困難なケースを扱って非常にストレスフルな仕事を担っている相談員のためには、スーパービジョンが極めて重要だと思います。私は、あちこちの自治体の死亡事例の検証委員もしているのですが、死亡事例を見ていると、ほとんど例外なくスーパービジョンがほとんど機能していません。市の虐待対応職員のスーパービジョンの体制はどうなっているのか、お伺いできたらと思います。

○事務局 1点目の子ども家庭総合支援拠点の配置基準については、法定化まではされていませんが、国の設置運営要綱で最低配置人員が定められていまして、最低配置人員を満たさなければ補助金がもらえない仕組みになっています。本市としても、この最低配置人員を満たすようにこれまでも人員体制の強化を進めてきていまして、現状は何とか満たしている状況になっています。今後も引き続き、この基準を満たせるように人員体制の強化と人員の育成に努めていきたいと考えています。

スーパービジョンについては、実務担当者会議の中で、有識者の方に来ていただいて個別の事案を取り上げてご助言をいただく会を年に8回実施しています。もう一つは、令和3年頃までだったと思いますが、西宮こども家庭センターの援助方針会議に市の職員が出席させていただいて、アセスメントの仕方や援助方針の組み立て方などを勉強していたことがあります。コロナの関係で中断しているのですが、こども家庭センターと協議しながら、再開できたらと考えています。

○会長 前者のほうは了解しました。

スーパーバイザーのほうは、相談を受けて困ったときにはいつでも相談できるような体制ですね。ですから、定期的にスーパービジョンを受けられる体制はもちろんのこと、それに加えて、いつでも困ったときに相談できるような体制づくりが必要だと思います。そのあたりは検討いただけたらと思います。これは意見として申し上げておきます。

○委員 特定妊婦に関して、特定妊婦のケースは3年間継続して見守りを行って、安否確認の上、終結することができたと書かれています。3年間で終結という形なのですか。その後どこかにつなぐという形になるのかを教えてくださいましたらと思います。

○事務局 特定妊婦については、出産後、最低3年間はフォローしなければいけないという決まりになっていますので、ある程度安定していたとしても3年間は関係機関と情報共有しつつ見守りを行っています。その中でフォローが必要な場合であれば、もちろん3年間を超えてもフォローしますし、終結する場合であっても、関係機関がしっかりと情報共有した上で、また何かあったときには情報共有していただけるような依頼をした上で終結という形にしています。

○委員 特定妊婦の件数が令和4年度は15件、令和3年度は19件となっていますが、西宮市の人口に対してこの人数は多いのですか、これぐらいなのですか。

○副会長 少ないイメージですね。

○委員 対象をどこまで広げるかの問題もありますが、市のほうで特定妊婦と認定する

のにどういう基準を設けておられるのかを教えてくださいませんか。

○事務局 特定妊婦については、毎月、保健福祉センターと定期連絡会を開催していきまして、その中で特定妊婦として認定するかどうかの判断をしています。その判断基準のようなものがありまして、例えばひとり親である、生活困窮している、精神疾患がある、喫煙の有無についても保健福祉センターから情報提供していただいて、この会議の中で、どの程度リスクがあるかを話し合った上で、特定妊婦とするかどうかの判定をすることになります。

○委員 虐待の通報については、学校、保育所、近隣の方、警察など、どこからが何%ぐらいあるのかを知りたいのですが。

○事務局 やはり一番多いのが警察からの連絡となります。虐待が起こるのは夜間が多いものですから、泣き声通報などという形で警察に入ることが非常に多くなっています。そうなりますと、警察から市のほうに連絡が入りまして、市が虐待を認知することになります。それ以外では、学校、保育所といったところが非常に多くなっています。以前は連携が難しかった部分もありましたが、要対協を通じて意識も向上してきていまして、割と軽微なものであっても積極的に情報提供していただけるようになっていまして、そういう点では連携が深まってきていると思っています。

○委員 地域の方々は、見つけたらまず警察へ連絡するという感覚でおられるということなのですね。

○事務局 夜間になると、泣き声やたたいている音がするなど、緊急性の高い事案が増えてきますので、どうしても警察に電話されるのかなと思っています。それ以外にも児童相談所のほうに電話されるケースもありまして、その場合は、児童相談所から市のほうに連絡が入る仕組みになっています。

○委員 私などは、虐待があれば児童相談所とすぐに頭に浮かぶのですが、西宮市にはまだないので、他市の児童相談所に言ってもいいのかという感覚もあります。ですから、連絡先として児童相談所が西宮市にあればいいと地域の人間としては思います。

○事務局 現在、西宮市にも県のこども家庭センターという児童相談所がありまして、ここにおられる●●委員が所長をしておられます。189（いちはやく）に電話をすると、西宮の児童相談所に直接かかるわけではないのですが、中央児童相談所が一旦電話を受けられて、翌日なり翌営業日に西宮の児童相談所を経由して市のほうに連絡が入る形になります。

○委員 勘違いしていました。申し訳ありません。

○委員 補足です。平日、虐待の確証を得た場合でなくても、疑わしい場合は189に電話していただきますと、平日の日中は西宮市内であれば我々西宮こども家庭センターのほうにつながります。夜間・休日は、明石市にある兵庫県の中央こども家庭センターにつながって、緊急を要するものについては、夜中であろうが休みであろうが、我々のほうに連絡が入ります。少しおかしいと思うことがありましたら、189にお電話いただければと思います。

○会長 まだ少し時間がありますので、あと1点だけ。

参考資料を事前に読みますと、9ページに令和5年度の年齢別就学前児童の居場所が掲載されています。これを見ると、幼稚園や保育所といった所属機関を持たない子供が

一定数います。あちこちの自治体の死亡事例を検証していると、所属機関を持たない子供の死亡が結構目立つのです。保育所や幼稚園に通っていたら、日常的な見守りもできますし、親の負担も日中は軽減されます。保育所や幼稚園に通わせない事情はもちろん様々ですが、中には、家庭内の人間関係が荒れていたり、経済的に困窮していたり、親が子供に無関心であったり、虐待のハイリスクのケースも一定数見られます。自治体によっては、所属機関のない子供や家庭を家庭児童相談員が訪問して、要支援ケースであれば早期に発見したり相談に乗るなどの支援を行っているところもあります。こういった取組みは極めて大事だと思いますし、特にハイリスクなケースについて重点的に支援していくことは極めて大事だと思います。そのあたりは西宮市としてどうでしょうか。そういう取組みをされているのか、されていなければ今後可能性はあるのか、お伺いできればと思います。

○事務局 所属のない子供がいる家庭を家庭児童相談員が訪問するという取組みは現状できていません。今後実施するとしても、どの子供が所属がないのかというところの情報をいかに手に入れるかが難しくなってくると思います。これは家庭訪問ではありませんが、国のほうで年1回、就学前児童の全員の安否確認をすることに現状はなっていますが、西宮市でも、毎年、全児童についての調査はしていますが、今のところ全員きっちり把握はできていますので、例えば重篤な状況になっていることはないと確認しています。

○会長 例えば摂津市では、死亡事案があつて、それを踏まえてそういう事業を始めましたし、奈良県は県として取り組んでおられるので、そこは他の自治体の情報も参考にさせていただいて、検討いただければと思います。

〔午後4時54分 閉会〕